

## 指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：尾下の棚田振興協議会

### 1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

尾下の棚田

範囲については、別添1のとおり。

### 2 指定棚田地域振興活動の目標

#### （1）棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減

- 尾下の棚田における石積み・畦畔・法面の維持管理を適切に行う。

- 尾下の棚田における農道・水路の維持管理を適切に行う。

#### （2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・良好な景観の形成

- 尾下の棚田において、令和6年度までに景観作物（彼岸花・ソバ等）を合わせて10a植栽する。

#### （3）棚田を核とした棚田地域の振興

- ・都市部との交流による関係人口の創出

- 農村交流体験（自然体験・農作業体験等）の取り組みを年1回実施し、関係人口の創出を図る。

- 日本の原風景である棚田の継承のため、学校教育機関等と連携したイベントを年1回実施する。

- 尾下集落内の旧田口商店を都市住民と地元住民の交流の場として再生し、地域内外からの来訪者を令和6年度までに年間延べ300人に増やす取り組みを行う。

### 3 計画期間

認定の月～令和6年6月

#### 4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

##### (1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

###### ① 棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減
  - 尾下の棚田における石積み・畦畔・法面の草刈りや維持管理作業を適切に行う。
  - 尾下の棚田における農道や水路周辺の草刈りや泥上げを定期的に行い、保全管理を徹底する。

###### ② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・良好な景観の形成
  - 尾下の棚田において、彼岸花やソバ等の景観作物を棚田または畦畔に植栽することにより、良好な景観形成に取り組む。

###### ③ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・都市部との交流による関係人口の創出
  - グリーンツーリズム活動（農作業体験等）を通じて、都市住民及び地元小学生等の関係人口の創出を図る。
  - 現在、空き店舗である旧田口商店を再生し、都市住民等との交流活動の拠点として活用する。

##### (2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田振興協議会の参加者である。

#### 5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

尾下の棚田振興協議会は指宿市、生産者、地域住民、NPO法人等で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

#### 6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項